

平成26年9月12日  
総務部総務課  
震災復興・企画部地域づくり推進課  
保健福祉部社会福祉課  
建設部災害公営住宅整備課

## 災害公営住宅のコミュニティづくりについて

### 1. 行政区及び自治組織再編の考え方

行政区の再編・統合については、次の5つの基本方針①災害危険区域に指定されていない行政区や防集・災害公営住宅整備事業を施行していない行政区は、基本的に変更しない。②土地区画整理事業及び水産加工施設等集積地整備事業の施行行政区は、区画が確定時点で対応する。③復興事業により世帯数が大幅に増加する行政区は、分割して独立した行政区を新設し、小規模な防集・災害公営住宅団地は、既存行政区に編入する。④世帯数が激減（世帯ゼロも含む）した行政区は、近隣行政区と統合する。⑤上記以外で調整が必要な行政区は、適宜検討する。に基づき進めることとしております。

自治組織については行政区の区域が基本で、気仙沼・本吉地域は1行政区1自治組織（片浜地区除く）、唐桑地域は複数の行政区で1自治組織となっていることから、このことを踏まえながら、新設する行政区の自治組織結成に向けた支援はもとより、統合する行政区等についてもその実情にあった取組が必要と考えます。

なお、行政区の再編を行う地区においては、行政委員や自治会長、地域の方々との意見交換会等を開催しながら進めることとしておりますので、震災後の地域の状況や今後の動向等をお示しし、地域の方々との協議を重ね、行政区の再編のご理解とご協力をいただきながら、順次取り組んでまいります。

### 2. 災害公営住宅のコミュニティ形成

災害公営住宅のコミュニティ形成に向けては、入居者説明会等が良い機会ととらえており、関係課・関係団体等と連携し支援するとともに、既存の自治会などの協力をいただきながら入居する住民とその地域の住民との顔合わせの機会の設定などを行い、住民同士の交流を図り、入居者が早期に地域になじめるような方策を講じてまいります。

### 3. 南郷地区の災害公営住宅への対応

南郷地区の災害公営住宅につきましては、入居予定戸数が165戸であり、既存の南郷1区と合わせると約400世帯となることから、災害公営住宅については、新たな行政区と考えておりますが、災害公営住宅に入居する方々や地域の方々からご意見をいただきながら、決定してまいります。

これまで、南郷地区災害公営住宅の集会所及び広場に関する意見交換会等において、南郷地区の方々に対し、建設計画や集会所の共同利用などについて説明と意見交換を行ってまいりました。

また、地域では災害公営住宅入居者を招待し、新しい地域での不安解消と今後の近所付き合いの顔合わせの機会とした夏祭りを開催するなど、自治会独自の取り組みも行われております。

現在、関係団体と連携し、コミュニティ形成支援のための取組について検討を進めており、今後開催される入居者説明会等の機会をとらえ、コミュニティ形成の支援をしてまいります。